

## 平成27年度愛媛県NPO法人活動助成事業実施要領

### (目的)

第1条 県民や企業等からの寄附金を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し活動助成事業を行うことにより、新たな公的サービスの担い手や政策提言者として地域の課題に主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様な主体 NPO法人のほか、ボランティア団体、町内会や自治会等の地縁組織、企業、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協働組合、行政など、地域課題の解決に対して関心と熱意を有し、地域づくりの担い手となり得る様々な主体をいう。
- (2) 団体希望寄附 あったか愛媛NPO応援基金寄附金募集要綱第2条第1項第3号に定める寄附をいう。

### (助成措置)

第3条 知事は、第1条に規定する助成を行うため、別に定めるところにより、予算の範囲内で、次の区分に基づき愛媛県NPO法人活動助成事業費補助金（以下「当該補助金」という。）を交付するものとする。

| 助成事業の区分 | 助成事業の内容  | 補助金の額                | 交付対象団体数      |
|---------|--|----------------------|--------------|
| 団体支援助成  | 当該補助金の交付の対象となる団体の管理又は事業活動に要する経費に対する助成                                | 1団体当たり<br>250,000円以内 | おおむね<br>10団体 |
| 協働事業助成  | 当該補助金の交付の対象となる団体が、多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む活動（以下「協働事業」という。）に要する経費に対する助成 | 1団体当たり<br>500,000円以内 | おおむね<br>2団体  |

### (対象団体)

第4条 当該補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) あったか愛媛NPO応援基金団体登録要綱第4条に基づく登録の決定を受けていること。
- (2) 協働事業助成にあつては2回、団体支援助成にあつては4回を超えて、当該補助金の交付を受けていないこと。ただし、別に定める基準に基づき、知事が認める場合は、この限りではない。

- (3) 団体希望寄附により当該補助金の交付を受ける場合を除き、当該年度内に県から当該補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- (4) 協働事業助成を受ける団体にあつては、当該協働事業について、県以外の国、市町、民間団体等から補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

(対象活動)

第5条 当該補助金の交付の対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動
- (2) 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動
- (3) 協働事業助成にあつては、多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む活動
- (4) 次の期間の間に実施される活動
  - 「協働事業助成」 交付決定の日から平成28年3月15日まで
  - 「団体支援助成」 平成27年4月1日から平成28年3月15日まで
- (5) 団体希望寄附により当該補助金の交付を受ける団体で、当該年度内に県から当該補助金以外の補助金その他これに類するもの（以下「その他の補助金等」という。）の交付を受ける場合は、その他の補助金等の交付の対象となる活動の内容と重複しないこと。

(選考)

第6条 補助金の交付を申請できる団体は、別に定める募集期間内に応募のあつた対象団体のうちから、別途設置している「えひめ地域協働推進事業選考委員会（以下「委員会」という。）」が選考し、知事が委員会の選考結果を基に決定した団体とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、愛媛県NPO法人活動助成事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。